期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しについて

（案）

【概要版】

平成２９年〇月

豊川市選挙管理委員会

１　期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しの趣旨

近年、全国的に選挙の投票率は低い傾向が続いており、豊川市においても各選挙における過去３回の投票率の推移から、平成２８年に執行された参議院議員通常選挙以外は投票率が下がっています。

そのような中、選挙権年齢の引き下げや共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力化など公職選挙法の改正が施行され、選挙を取り巻く環境が変化しています。

こうした状況から豊川市選挙管理委員会として、投票環境の整備と投票率の向上を図るため、期日前投票所及び投票区・投票所の現状と課題の整理を行い、必要に応じた見直しを行うものです。

２　期日前投票所

(1)　現状と課題

豊川市における期日前投票所は、豊川市役所１箇所であり、投票できる時間は午前８時３０分から午後８時までとなっています。期日前投票制度の利用実績として、各選挙における投票者数に占める期日前投票の割合及び投票率については、増加しております。

課題として、西部、一宮、音羽、御津及び小坂井の各中学校区では、毎回、期日前投票の割合が全体を下回っていることが挙げられます。

(2)　基本的な考え方

有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図っていくには、期日前投票制度を取り巻く現状と課題を踏まえ、期日前投票の割合の明らかに低い中学校区に期日前投票所の増設を行います。

期日前投票所の増設にあたり、選挙は最も重要な政治参加の機会であることを念頭に、選挙を公平かつ適正に執行し、有権者の利便性、サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

(3)　増設の基準

ア　増設の基準

（ア）一宮、音羽、御津及び小坂井の各中学校区に設置

（イ）設置期間は、選挙期日前３日間

（ウ）投票できる時間は、午前９時から午後５時まで

（エ）設置場所は、各地区内にある公共施設

イ　実施時期

平成３１年２月執行予定の愛知県知事選挙

ウ　その他

豊川市役所に設置する期日前投票所は、これまでどおり期日前投票期間の全日、午前８時３０分から午後８時まで設置します。

今後において期日前投票所は、有権者の投票状況に応じて、設置期間及び開閉時間の見直しを行います。

(4)　増設する施設

【新たに期日前投票所となる予定施設】

中学校区	投票所名	所在地
一宮	一宮生涯学習会館	上長山町小南口原 1 の 500 番地
音羽	音羽生涯学習会館	赤坂町西裏 47 番地 1
御津	御津生涯学習会館	御津町西方日暮 30 番地
小坂井	小坂井生涯学習会館	宿町光道寺 40 番地

(5)　期日前投票所位置図

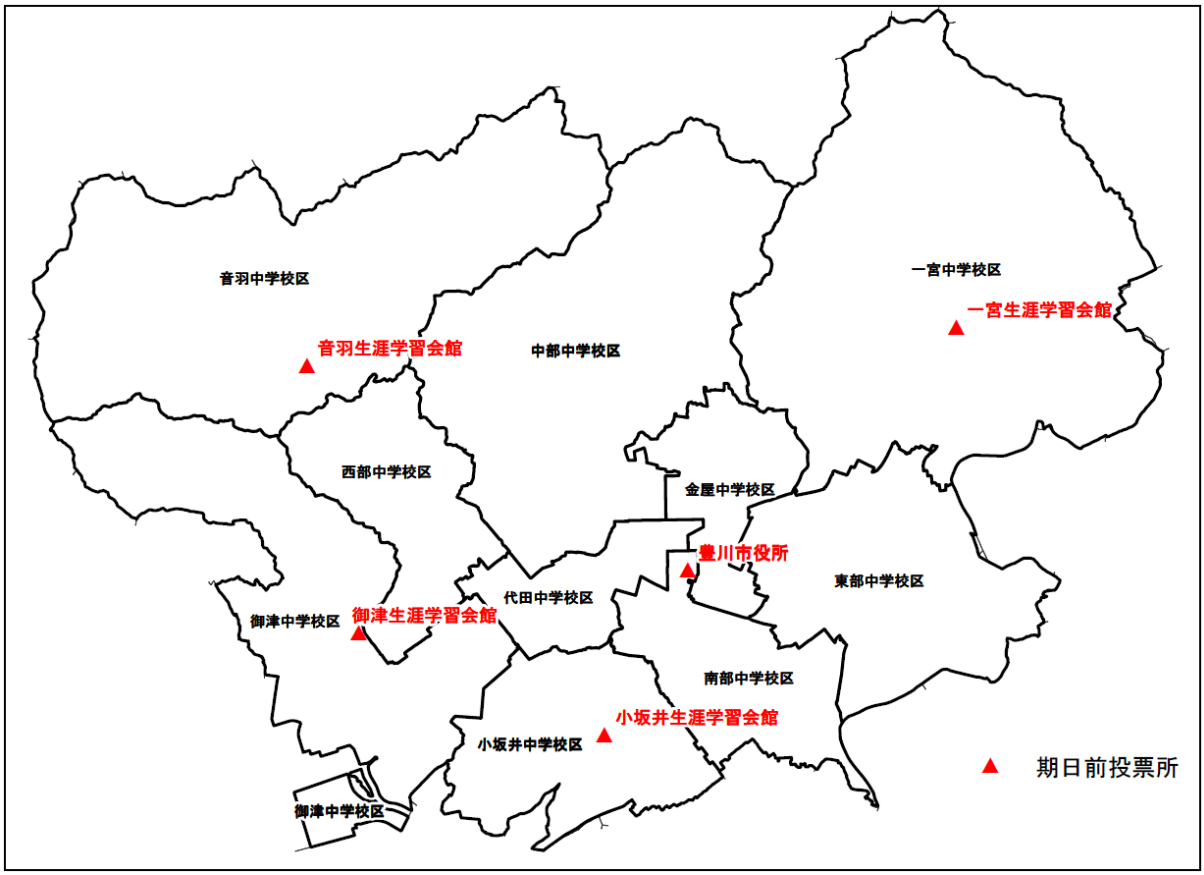

３　投票区及び投票所

(1)　現状と課題

豊川市における投票所は、学校施設、公民館、地区市民館、保育園、生涯学習会館及び民間施設など５９箇所であり、投票できる時間は午前７時から午後８時までとなっています。

課題として、すべての投票所において、あらゆる選挙に対応できるように必要な面積を確保する必要があります。例えば、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙が同日選挙となった場合は、投票用紙を５回交付することになり、それに応じた投票所の設備をするために、ある程度の面積が必要となります。

(2)　基本的な考え方

ア　高齢者や歩行が困難な身体障害者等に配慮し、エレベーター等昇降設備のない２階以上の部屋に設けることは避けます。

イ　バリアフリー化されていない施設においては、簡易スロープなどを利用し、投票しやすい環境を整えます。

ウ　有権者の利便性向上のため、駐車場の確保について配慮に努めます。

エ　順路の明示などを行い、視覚障害者や歩行が困難な身体障害者の誘導等について、十分な配慮を行います。

オ　入場できる同伴者が拡大されたため、十分なスペースの確保や有権者の動線と区分された場所の確保などについて配慮を行います。

カ　衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙が同日選挙となった場合でも、不正手段を防ぐことのできる程度の設備の確保について、配慮を行います。

キ　この投票区・投票所の見直しは、相当の期間維持することとします。

ク　共通投票所の設置については、今後の状況を踏まえながら導入を検討していきます。

(3)　見直しの基準

ア　見直しの基準

（ア）投票所の面積は、原則として９０㎡以上

（イ）投票区内の最長距離が１キロメートル未満で有権者が２,０００人未満の投票区について見直しの対象

（ウ）１投票区の有権者は、６,０００人を上限

イ　実施時期

平成３１年２月執行予定の愛知県知事選挙

(4) 見直しとなる投票区・投票所

ア　投票所の面積による投票区・投票所の見直し

見直し前		見直し後	
投票区	投票所	投票区	投票所
古宿	古宿地区市民館	豊川・古宿	豊川小学校屋内運動場
金屋	金屋地区市民館	金屋・金屋南	金屋小学校屋内運動場
金屋南	金屋南地区市民館		
牛久保北	稲市場公民館	牛久保・牛久保北	牛久保小学校屋内運動場
下郷	下郷地区市民館	下郷・中条	天王小学校屋内運動場
中条	中条地区市民館		
睦美	睦美地区市民館	睦美・三上	東部小学校屋内運動場
三上	三上地区市民館		
中部東	県営牛久保住宅集会室	中部・中部東	中部小学校屋内運動場
西原	一宮西部老人憩の家	大木・西原	大木保育園
佐脇	構造改善センター下佐脇会館	御馬・佐脇	御津南部小学校多目的教室
赤根	あかね児童館	西方・赤根	御津生涯学習会館
小坂井	小坂井集会所	小坂井・篠東・宿	小坂井生涯学習会館
篠東	篠東集会所		
宿	宿集会所		
西小坂井	西小坂井集会所	前山・西小坂井	小坂井西小学校屋内運動場

イ　投票所の面積による投票所の見直し

見直し前		見直し後	
投票区	投票所	投票区	投票所
桜町	桜町地区市民館	桜町	桜町小学校屋内運動場
御油	新丁区集会所	御油	御油小学校屋内運動場
萩	萩地区市民館	萩	萩小学校屋内運動場

ウ　投票区内の最長距離が１キロメートル未満で有権者が２,０００人未満の投票区

見直し前		見直し後	
投票区	投票所	投票区	投票所
国府北	国府保育園	国府北・国府	国府小学校屋内運動場
国府	国府小学校屋内運動場		
赤坂台	赤坂台保育園	赤坂・赤坂台	音羽生涯学習会館
前山	前山集会所	前山・西小坂井	小坂井西小学校屋内運動場

（5）投票所位置図及び区割り図

見直し前【59投票区】

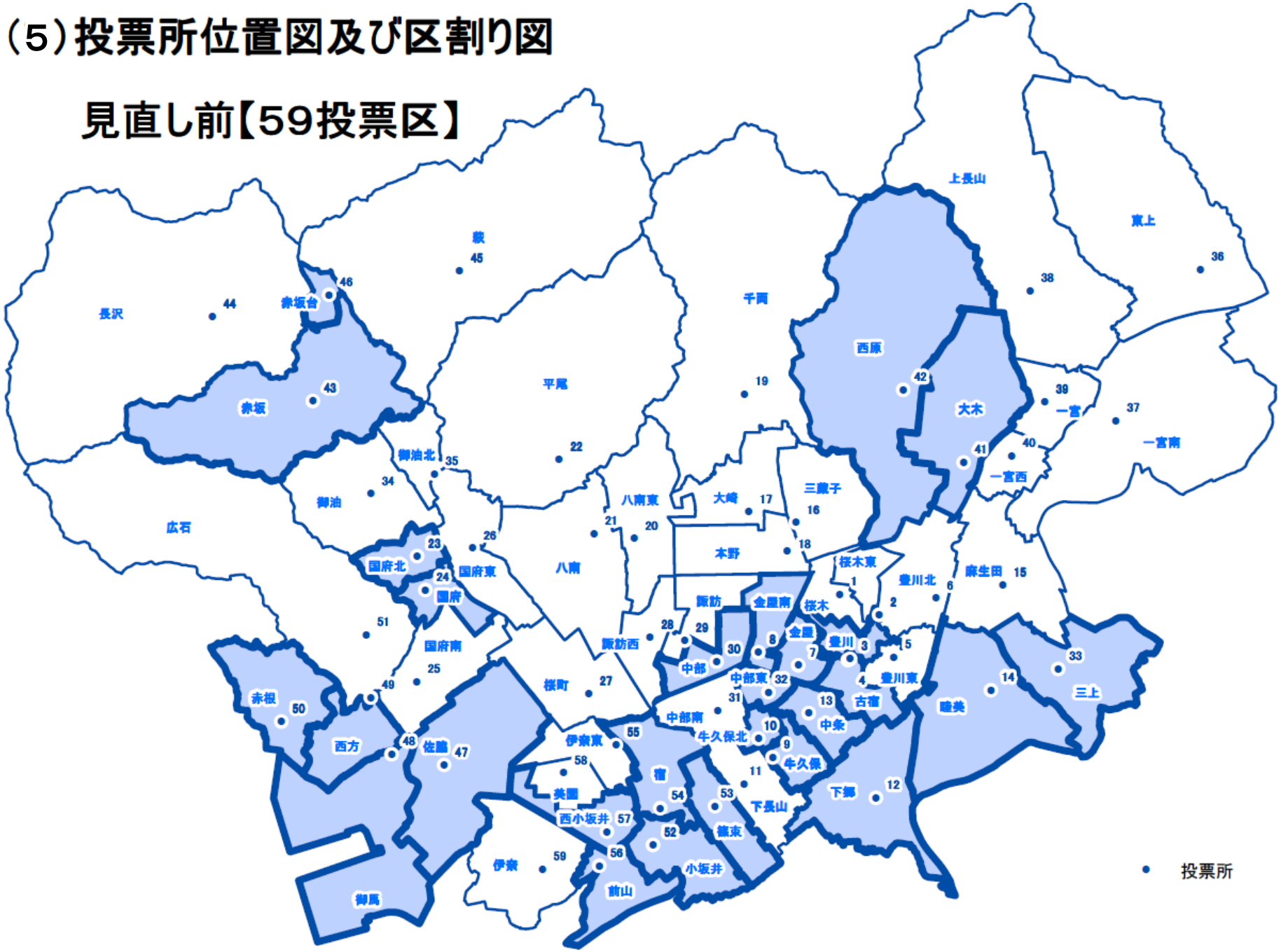

見直し後【45投票区】

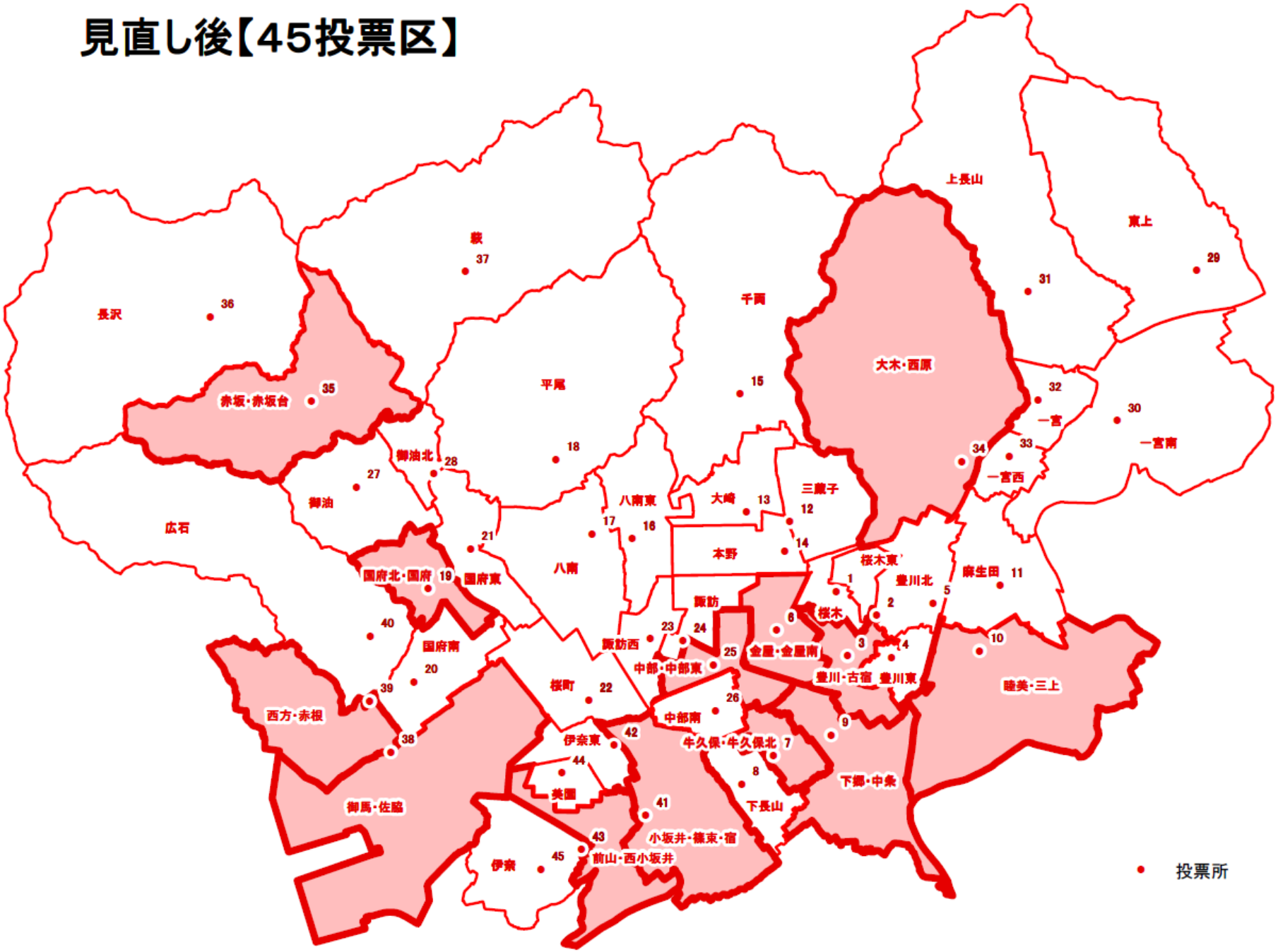
長沢
36
赤坂・赤坂台
35
萩
37
平尾
18
千岡
15
上長山
31
東上
29
大木・西原
32
一宮
33
34
一宮西
30
一宮南
御油北
28
27
御油
広石
21
国府北・国府
19
国府東
40
国府南
20
39
西方・赤根
38
御馬・佐脇
八南東
17
16
八南
大崎
13
三蔵子
12
14
本野
桜木東
1
豊川北
2
5
麻生田
11
10
飯田
6
桜木
3
4
金屋・金屋南
豊川・古宿
豊川東
陸美・三上
9
飯田西
23
24
25
中部・中部東
26
中部南
桜町
22
伊奈東
42
44
牛久保・牛久保北
7
8
下長山
下郷・中条
美園
41
小坂井・篠束・宿
43
前山・西小坂井
伊奈
45
投票所

４　影響と期待される効果

	期日前投票所の増設	投票区及び投票所の見直し
影響	・人件費の増加 ・施設等整備費の増加	・投票所までの距離が遠くなる場合有り ・投票区の有権者数の増加
効果	・投票環境の向上 ・投票率の向上	・投票環境の向上 ・人件費の削減 ・ポスター掲示場等経費の削減

５　今後のスケジュール

(1)　平成２９年度

ア　投票区・投票所の見直しの対象となる地区への説明（４月～７月）
イ　新たに投票所となる施設管理者への説明（４月～５月）
ウ　パブリックコメント手続の実施（８月）
エ　豊川市議会への説明
オ　期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直し方針の決定
カ　豊川市公職選挙管理規程の一部改正
キ　ホームページによる公表

(2)　平成３０年度

ア　期日前投票所の施設等整備
イ　当日選挙システムの改修
ウ　有権者への周知

期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しについて【概要版】

平成２９年〇月

発　行：豊川市選挙管理委員会（豊川市役所行政課内）
〒442-8601　愛知県豊川市諏訪１丁目１番地
ＴＥＬ：0533-89-2123
ＦＡＸ：0533-89-2125
E-mail：gyosei@city.toyokawa.lg.jp